

60周年記念保健事業（人間ドック・契約保養所）利用規程

令和5年4月1日施行

（目的）

第1条 近畿日本ツーリスト健康保険組合（以下「組合」という）は、被保険者及び被扶養者の健康づくりや疾病予防を推進することを目的とし、設立60周年に限定し、人間ドック・契約保養所の特別利用を促進する。

（人間ドック利用者の資格条件）

第2条 人間ドックの利用者の資格は、受診日の属する年度（1年度は4月1日から翌年3月31日まで）において満30才以上の年齢に達する被保険者及び被扶養者とし、前年度の「定期健康診断」または「特定健康診査」を受診した者で、組合が認めたものとする。

- 2 前項にかかわらず、海外駐在等の理由により日本国内で「定期健康診断」「特定健康診査」を前年度に受診できなかった者は、受診資格を有することとする。

（人間ドックの種類）

第3条 この規程の人間ドック等とは、以下の内容をいう。

- (1) 名称の如何を問わず、各診療機関が定めた「日帰り人間ドック」、「1泊人間ドック」及びその追加受診項目
- (2) 名称の如何を問わず、各診療機関が定めた「ガンドック」「脳ドック」「PET健診」及びその追加受診項目

（人間ドック補助金の支給）

第4条 当組合は、第2条に規定する利用者からの請求に基づき、被保険者に対し次により補助金を支給する。

人間ドック等について当該補助金は、健診費用から自己負担額10,000円を控除した額とし、最大60,000円を上限額とする。

- 2 前項の補助金は、人間ドック等利用規定（昭和47年4月1日施行）の第4条の定める上限額には含めないものとする。（受診日の属する年度とその前年度との合算において70,000円とする）
- 3 補助金の支給は、受付順で先着1,000名を上限とする。

（人間ドック利用の手続き、利用期間、利用回数）

第5条 利用者は、組合所定の「60周年人間ドック利用申込書兼補助金申請書」（以下「申請書」という）に必要事項を記入し、組合に送付する。ただし、利用期間は令和5年5月1日～令和6年2月末日とする。

- 2 組合は受理した「申請書」に受付承認番号を記載し利用者本人に返送する。
- 3 受診後、人間ドック等の健診費用領収書及び「申請書」を組合宛送付する。
- 4 当該補助金の利用は利用者1人当たり1回限りとする。

(人間ドック補助金の申請期限)

第6条 補助金の申請期限は、原則人間ドック等を受診した日の属する月の翌月10日までに、組合に書類が届くこと。ただし、やむを得ない事由がある場合は、翌々月の10日までとする。

(人間ドック補助金の支給)

第7条 組合が期限までに受領した申請に係る補助金は、原則として、その翌月の末日までに事業者経由にて支給する。

(60周年記念契約保養所の利用条件)

第8条 契約保養所を利用する者は、その時点で近畿日本ツーリスト健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者であること。

- 2 組合のホームページ掲載の加入者専用サイトからの予約であること。
- 3 前項の宿泊料金が1人当たり10,000円以上であること。
- 4 契約保養所利用規定（昭和47年7月1日施行）との併用を認めるものとする。

(契約保養所の適用期間)

第9条 前条の適用期間は令和5年7月1日宿泊分から令和6年1月31日宿泊分とする。

(契約保養所の宿泊補助金支給額及び支給)

第10条 組合は、前条の適用期間に該当する宿泊補助金を申請した被保険者に対して、利用した被保険者及び被扶養者1人当たり6,000円の補助金を支給する。

- 2 前項の支給は、被保険者及び被扶養者（加入者）1人当たり1回を限度とする。
- 3 前項の宿泊補助金は、原則として申請があった月の翌月の給料と同時に支払う。

(契約保養所の宿泊補助金申請)

第11条 利用者が宿泊補助金を申請する際には、契約保養所の宿泊証明を受け、必要事項が記入された「利用書」を組合に提出しなければならない。

- 2 宿泊補助金の申請は原則として、契約保養所を利用した日の属する月の翌月10日までに行なうものとする。

(契約保養所の宿泊補助金支給の制限)

第12条 つぎの各号のいずれかに該当する場合は宿泊補助金を支給しないことがある。

- ① 出張・研修旅行等の業務関連の宿泊のとき。
- ② 所定の手続きを行わず契約保養所を利用し、または利用しようとしたとき。
- ③ 他人の名義を使用し、または利用しようとしたとき。
- ④ 他人に名義を貸し与え、または第8条の利用者を偽って申し出たとき。
- ⑤ 保養所内の秩序・風紀を乱し、放歌喧騒等、他人の迷惑行為をしたとき。
- ⑥ 故意に保養所内の設備または備品を損傷し、または滅失したとき。

附 則

この規程は令和5年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。